

資料3

## 計画策定スケジュール等について



## おとふけ生きいきプラン21について

### 1 計画策定の趣旨

本町では、平成12年度の介護保険制度の導入に伴い、的確かつ十分な介護サービスを効率的に提供する体制づくりが必要となったことから、従来からの高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的のものとして「おとふけ生きいきプラン21」（以下単に「計画」といいます。）を策定しています。

この計画の期間は、第1期及び第2期においては5年間とし、介護保険事業運営期間に当たる3年ごとに見直しを行ってまいりましたが、平成17年の介護保険法の改正により市町村介護保険事業計画の期間が3年となったことから、第3期以降は3年間としています。

このため、第4期計画は平成21年度から23年度までの3年間で策定しており、第5期計画においても平成24年度から26年度までの3年間で策定することとなります。

おとふけ生きいき プラン21	音更町高齢者保健 福祉計画	音更町が取り組むべき高齢者施策を明らかにする もの
	音更町介護保険事 業計画	介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するた めに定めるもの

### 2 性格と位置づけ

#### (1) 計画の性格

計画は、21世紀の本格的な高齢社会に対応した保健・医療・福祉・介護の施策を総合的に推進していくための指針であり、第5期音更町総合計画（平成23年度から32年度までの10年間）を基本とし、今後3年間に取り組む施策、事業、目標量等を具体的に示すものです。

#### (2) 計画の位置づけ

計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」及び老人保健法第46条の18の規定に基づく「老人保健計画」を合わせた「高齢者保健福祉計画」並びに介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、「第5期音更町総合計画」の部分計画として位置づけられます。

### 3 具体的施策検討の基本的考え方

(1) 第5期計画は、第3期及び第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

(2) 第5期計画における具体的施策については、「音更町老人保健福祉計画（平成5年度から11年度まで）」からその後の「おとふけ生きいきプラン21」の第1期から第4期に至るまで一貫した

- ① 健康で生きいきと暮らせるまちづくり
- ② 生きがいのある充実した暮らしができるまちづくり
- ③ 快適に暮らせるまちづくり
- ④ ふれあいのあるまちづくり
- ⑤ 安心して暮らせるまちづくり

の5つの基本目標に沿って検討を行うこととしています。

4 調査審議等

計画の策定については音更町介護保険事業等運営協議会において調査審議することとなりますが、庁内で組織する音更町高齢化対策推進会議及び音更町高齢化対策検討委員会において、計画策定に関する研究等を行います。

名 称	所掌事項	構 成
音更町介護 保険事業等 運営協議会	次に掲げる事項について調査審議する。 ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及びその実施状況に関すること。 ・その他介護保険事業等の運営に関すること。	・保健、医療及び福祉の関係者 ・識見を有する者 ・法第9条に規定する介護保険の被保険者
音更町高齢 化対策推進 会議	・介護保険事業計画の策定に関する研究及び協議 ・高齢者保健福祉計画の策定に関する研究及び協議 ・高齢化対策に関する関係部署の連絡調整 ・その他高齢化社会対策の総合的な企画、調整及び推進に関する研究及び協議	副町長 民生部長 企画部長 総務部長 建設水道部長 教育部長 音更町高齢化対策検討委員会専門部会長 その他町長が指名する職員
音更町高齢 化対策検討 委員会	次に掲げる事項の調査、研究及び立案 ・介護保険事業計画の策定 ・高齢者保健福祉計画の策定 ・その他高齢者の保健、医療及び福祉に関する諸対策	民生部長 保健センター事務長 企画課長 福祉課長 保健課長 介護福祉課長 都市計画課長 建築住宅課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 保健課長補佐 主幹(予防調整) 主幹(介護支援) 福祉係長 成人保健係長 介護福祉係長 介護保険係長 主査(介護認定)

計画の期間と見直しの時期

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
計画の期間・見直しの時期	第1期高齢者保健福祉計画 第1期介護保険事業計画 (H11年度策定、H14年度見直し)					第2期高齢者保健福祉計画 第2期介護保険事業計画 (H14年度策定、H17年度見直し)				第3期高齢者保健福祉計画 第3期介護保険事業計画 (H17年度策定、H20年度見直し)		第4期高齢者保健福祉計画 第4期介護保険事業計画 (H20年度策定、H23年度見直し)		第5期高齢者保健福祉計画 第5期介護保険事業計画 (H23年度策定、H26年度見直し)	
保険料期	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期		
備考	平成26年度の「高齢者の姿」を念頭に置き、第3期以降の計画を策定 (第5期計画は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る最終段階としての位置付け)														

## 音更町介護保険等の実施に関する条例（抄）

平成12年3月27日

条例第8号

### 第5章 音更町介護保険事業等運営協議会

#### （設置）

第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、音更町介護保険事業等運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### （所掌）

第29条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及びその実施状況に関すること。
- （2）その他介護保険事業等の運営に関すること。

#### （組織）

第30条 協議会は、15人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）保健、医療及び福祉の関係者
- （2）識見を有する者
- （3）法第9条に規定する介護保険の被保険者

3 委員の任期は、法第147条第2項第1号に規定する介護保険事業計画の計画期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 第2項第3号の者から委嘱する委員は、公募することができる。この場合において、当該公募委員の数は、他の委員との均衡を考慮して定めるものとする。

## 音更町介護保険事業等運営協議会の運営に関する規則

平成13年2月23日

規則第2号

### (目的)

第1条 この規則は、音更町介護保険等の実施に関する条例（平成12年音更町条例第8号。以下「条例」という。）第5章に規定する音更町介護保険事業等運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会長等)

第2条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、条例第30条第2項各号に定める委員の区分に応じそれぞれ1人以上が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 会議は、会長が議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、会議録を作成し、会長及び会長が会議の始めに指名した委員2人が署名しなければならない。

### (事務局)

第4条 協議会の事務局は、民生部地域包括支援センター介護福祉課に置く。

### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月27日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

## 1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

## 2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

## 3 高齢者の住まいの整備等

- 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。  
※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

## 4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

## 5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

## 6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

### 【施行日】

1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。



# 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保 するための基本的な指針の改正（案）について

本資料は関係者の準備に資するため現時点での案をお示しするものであり、  
今後文言等の変更があり得るものである。

# 第5期介護保険事業計画の基本指針（案）について

## ＜基本的な考え方＞

■ 第3期計画以降は、「地域包括ケア」の考え方に基づき、中期的な視点で各種取組を行っていただいているところであり、引き続き、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられる第5期計画の取組に当たっては、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて、また、その基本的な考え方に基づき、継続的かつ着実に取り組むことが重要。

※1 第5期計画は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る最終段階としての位置付け。  
 （第3期：平成18年度～20年度 第4期：平成21年度～23年度 第5期：平成24年度～26年度）

※2 地域包括ケアとは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく考え方。

■ 一方で、今後、①認知症を有する高齢者の数は更に増加すると見込まれることに加え、②医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、③単身・高齢者のみ世帯の増加への対応等、喫緊の課題に対応するため、第5期計画では地域の実情に応じて、

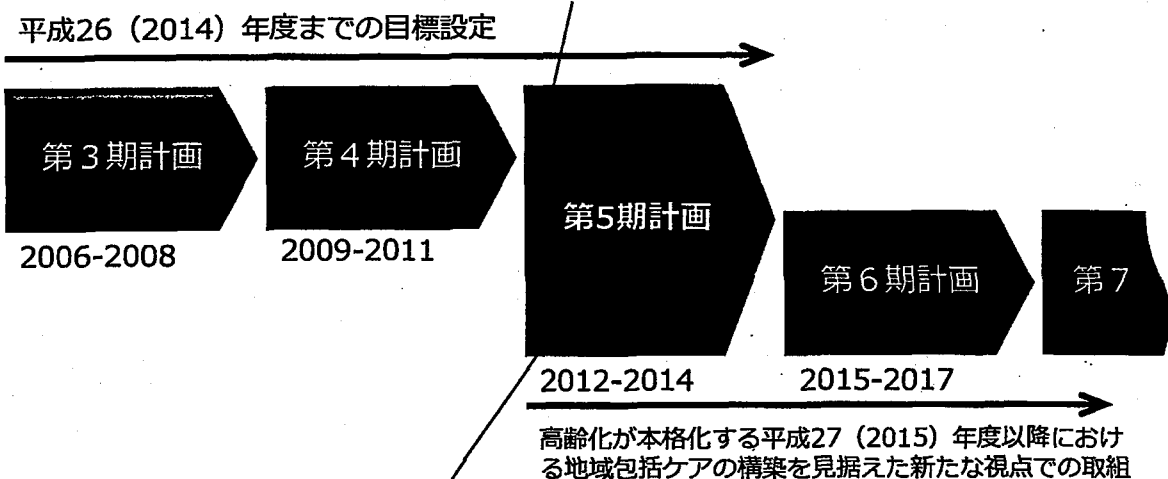
- ・認知症支援策の充実、
- ・医療との連携、
- ・高齢者の居住に係る連携、
- ・生活支援サービス

といった優先的に取り組むべき事項（以下「重点記載事項」という。）について計画に記載していくことが重要であり、重点記載事項を計画に位置づけるよう検討していただきたいと考えている。

※3 重点記載事項を計画に位置付けて計画の記載内容の充実強化を図る際には、医療や住宅等、市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携が重要。

## 第5期介護保険事業計画の位置づけ（イメージ）

第5期計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となる。



一方で、第5期計画は、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して第5期計画に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートする時点となる。

# 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の主な改正内容について（案）

- 各自治体の「第5期介護保険事業計画」（平成24～26年度）作成のための基本的な指針を示すもの。  
※ 今回の改正は、現行の「第4期介護保険事業計画」（平成21～23年度）作成のための基本指針の一部改正。

- 第5期計画の策定に際して、今回改正を予定している主な内容は以下のとおり。  
※ 本資料は関係者の準備に資するため、現時点での案をお示しするものであり、今後文言等の内容変更があり得るものである。

## 【基本的事項】

### ■ 基本的理念等

- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 孤立化のおそれのある高齢単身・夫婦のみ世帯に対する生活支援の留意

### ■ 介護給付等対象サービスの在り方に関する目標

- ・ いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える2015年からその5年後、10年後である2020年、2025年頃、或いは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを達成することも念頭において目標を設定

## 【市町村介護保険事業計画】

### ■ 要介護者等の実態の把握

- ・ 日常生活圏域ニーズ調査（当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査）の実施

### ■ 居住に関する事項を定める計画との調和

### ■ 基本構想との調和規定の削除

### ■ 介護給付等対象サービスの量の見込み及び見込量確保のための方策

- ・ 新サービス（①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②複合型サービス）の追加
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の公募指定の仕組みの活用等

### ■ 包括的支援事業の委託に当たっての実施方針の明示

### ■ 今後地域で必要と考えられる以下の4事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように計画の記載事項に追加（任意）

- ① 認知症支援策の充実
- ② 医療との連携
- ③ 高齢者の居住に係る連携
- ④ 生活支援サービス

### ■ 地域支援事業に要する費用の額並びに量の見込み及び見込量確保のための方策

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の追加（多様な人材や社会資源の有効活用）

### ■ 記載事項について、義務記載事項と任意記載事項に区分

今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、記載事項の内容が下記のとおりに変更

- ・ 義務記載事項（サービスの見込み量、施設・居住系の必要利用定員）
- ・ 任意記載事項（サービス見込み量の確保方策等）

**【都道府県介護保険事業支援計画】**

**■従事者の確保又は資質の向上に資する事業**

- ・ 従事者の確保や資質の向上に関して、広域自治体として都道府県の果たすべき役割は大きいことから、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上に関する必要な施策に取り組むこと。

**■居住に関する事項を定める計画(高齢者居住安定確保計画)との調和**

**■財政安定化基金の取崩しに関する事項**

- ・ 財政安定化基金を取り崩したときは、取り崩した額(市町村への交付分及び国への納付分を除く。)を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるとともに、当該事業の内容等に関する事項を定めること。

**■記載事項について、義務記載事項と任意記載事項に区分**

今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、記載事項の内容が下記のとおりに変更

- ・ 義務記載事項(サービスの見込み量、施設・居住系の必要利用(入所)定員)
- ・ 任意記載事項(従事者の確保又は資質の向上に資する事業等)

**その他**

**■東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定**

東日本大震災により甚大な被害を受けた地方自治体における第5期計画の策定については、この指針にかかわらず、実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこと

**(参考)第5期の介護療養病床から介護保険施設等への転換分の取扱い(案)**

◆廃止猶予の期間が平成29年度末に延長されることに伴い、療養病床に係る4期計画の取扱を継続する。

**医療療養病床からの転換分**

○ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分については、一般の介護保険施設等とは別のサービス類型として一体的に取扱うこととし、年度ごとのサービス量の見込みは「必要定員総数」を設定しないとする。

※平成24年度以降、介護療養型医療施設の新設は認められない。

○ この結果、医療療養病床からの転換分については、「必要定員総数」の超過を理由とする指定等の拒否は行わないことになる。

**介護療養型医療施設からの転換分**

○ 介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換分については、サービス種別ごとに対応のサービス量は見込みとし、「必要定員総数」を設定しないとする。

○ この結果、介護療養型医療施設からの転換分については、「必要定員総数」の超過を理由とする指定等の拒否は行わないことになる。

